○ 財務省告示第 271 号

個人向け国債の発行等に関する省令(平成 14年財務省令第 68号)第 4条第 14項の規定に基づき、令和 7年 9月 16日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年10月9日

財務大臣 加藤 勝信

- 名称及び記 個人向け利付国庫債券(固定・3 号 年)(第183回)
- 2 発行の根拠 特別会計に関する法律 (平成 19 法律及びそ 年法律第 23号) 第 46条第 1 項 の条項
- 3 振 替 法 の 適 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 用 等 律 ( 平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 と い う 。) の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る。
- 4 発行額 額面金額で57,303,370,000円
- 5 最低額面金 10,000円 額
- 6 振 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と す る。
- 7 発行日 令和7年9月16日
- 8 発行価格 額面金額 100円につき 100円
- 9 利率 年 0.79%
- 10 初期利子 令和 8年 3月 15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及

び 第 12 号 に お い て 規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ。)。

額 面 金 額 
$$\times \frac{0.79}{100} \times \left[\frac{1}{2} - \frac{1}{365}\right]$$

- 11 第 2 期 以 後 の 利 子
- 毎年3月15日及び9月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 12 償還期限
- 令和 10年 9月 15日
- 13 償還金額
- 額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
- 14 払込期日
- 令和7年9月16日
- 15 払込場所
- 日本銀行の本店又は支店
- 16 中途換金の 取扱い
- 中途換金の買取りは、令和8年9月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
- (1) 令和 8年 9月 15日から令和 9年 3月 15日前までの間の場合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - (初期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ +第2期 利 子 に 相 当 す る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100}$ )

(2) 令和9年3月15日以後の場 合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - 利 子 に 相 当 す る 金 額 ×  $\frac{79.685}{100}$  × 2

17 中途換金の 特例 前号による取扱いのほか、個人 向け国債を有する者 (相続税法 (昭和 25年法律第 73号)第 21条

4 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 障 害  $\mathcal{O}$ 扶養信託契約の受益者及び所 税法等の一部を改正す る 法律 (平成 25 年 法 律 第 5 号 ) 第 3 条 の規定による改正前の相 続 税 法 21条の4第1項に規定 特 す る 別障害者扶養信託契約の 受 者 を含む。)が、死亡した لح き には その相続人が、 又はその居住す (特別区を含み、 市町村 地方 自 治法(昭和22年法律第 67号) 1項の指定都 252条の19第 当該市又は当該 にあっては、 の区若しくは総合区とする。) 区域において、災害救助法 昭 22 年 法 律 第 118 号 ) に よ る 救 の行われる災害が発 生 当 し 災害にかかったときには当 該 該 個 人向け国債を有する者が、 和 8 年 9 月 15 日前であって 当 人向け国債の中途換 該個 を ることができ لح 求 す る その買取金額は、 次の 区 それぞれの算式に に応 じ、 算出した金額とする。

(1) 令和 8年 3月 15日から令和 8年 9月 15日前までの間の場合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - (初 期 利 子 に 相 当 す る 金 額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 )

(2) 令和 8年 3月 15日前の場合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 する 金 額 - 経 過 利 子 に 相 当 する 金 額

18 元 利 金 支 払 日 本 銀 行 場 所